

○京丹後市市有財産活用推進本部設置規程

平成18年2月22日

訓令第1号

改正 平成18年8月1日訓令第11号

平成19年4月1日訓令第4号

平成20年3月31日訓令第3号

平成21年4月1日訓令第6号

平成29年4月1日訓令第4号

平成30年3月30日訓令第6号

令和2年5月15日訓令第11号

令和3年4月1日訓令第6号

令和3年7月5日訓令第10号

(設置)

第1条 市有財産をまちづくりの重要な資源と位置づけ、総合的な観点からその利活用及び処分を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的に、京丹後市市有財産活用推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市有財産の効率的かつ効果的な利活用の推進に関すること。
- (2) 未利用及び利用効率の低い市有財産の適正な処分に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために本部長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 推進本部は、副市長、会計管理者、市長公室長、部長、議会事務局長、教育委員会教育次長及び消防長をもって組織する。

2 本部長は、京丹後市副市長の事務分担に関する規則（令和3年京丹後市規則第10号）。以下「事務分担規則」という。）第2条の規定による事務を担当する副市長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、事務分担規則第2条の規定による事務を担当しない副市長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事に直接の利害関係を有する者は、これに加わるできない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(評価委員会)

第6条 本部長は、市有財産の処分等の価格を審議し、及び評定するため、推進本部に市有財産活用評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。

- 2 評価委員会は、本部長、市長公室長、総務部長、建設部長及び市民環境部税務課長もって組織する。
- 3 評価委員会の委員長は、本部長をもって充てる。
- 4 評価委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員以外の職員又は職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び評価委員会の庶務は、総務部財産活用課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日訓令第11号）

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月15日訓令第11号）

この訓令は、令和2年5月16日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月5日訓令第10号）

この訓令は、令和3年7月5日から施行する。